

中川会長 日本医師会の考える 「かかりつけ医」について 岸田総理に説明



中川俊男会長は4月22日、今村聰副会長と共に総理官邸を訪問し、日本医師会のかかりつけ医に関する考え方としてこのほど取りまとめた「国民の信頼に応えるかかりつけ医として」を、岸田文雄内閣総理大臣に手交するとともに、その内容を説明した。

会談では、中川会長がまず、「国民の信頼に応えるかかりつけ医として」の全文を読み上げた上で、かかりつけ医機能を果たしていく医師の覚悟を示したものであると強調。全会員に理解を求めるため、自身の手紙と共に郵送するとしたため、できるだけ専門用語を避けて作成したと説明した。

また、「発熱外来などのコロナ医療やコロナ以外の通常医療に加えて、ワクチン接種に全力で取り組んでいる地域の医師は、かかりつけ医が制度化されることを非常に心配している」と述べ、理解を求めた。

これに対して、岸田総理は「コロナ禍において、かかりつけ医は大事な役割を果たして下さっている。今後、かかりつけ医はどうあ

るべきか議論していくべきと考えており、日本医師会の今回の考

えも検討の一歩とさせて頂く」と感じた。

岸田総理が日本医師会の従来の



「新しい時代に社会保障と経済はどう変わるのか」
まとまる
医療政策会議報告書
まともなテーマを検討する中枢的な諮問機関として位置付けられ、日本医師会の三大会議の一つである医療政策会議が、会長諮問「新しい時代に社会保障と経済はどう変わるのか」に対する報告書を取りまとめ、4月5日に権丈善一議長（慶應義塾大学）

本主義経済の変化とコロナ禍での需要創出、（3）本医師会の三大会議の一つである医療政策会議が、会長諮問「新しい時代に社会保障と経済はどう変わるのか」に対する報告書を取りまとめ、4月5日に権丈善一議長（慶應義塾大学）

第3章・日本の医療政策、そのベクトルをパンデミックの渦中に考える、（5）終章・おわりに――から構成されている。

同報告書は、（1）検査体制、（2）医療提供体制、（3）ワクチン接種、（4）地域医師会・会員への働きかけ、（5）国等への働きかけ、（6）診療報酬上の特例的な対応、（7）補助金等、（8）医療機関・医療従事者への支援、（9）国民へのか」との意見に対し、2

021年1月20日の定例記者会見において、日本医師会内の新型コロナウイルス感染症対策、（11）参考】感染状況と緊急事態宣言・まん延防止等重点措置――からなってい

る。

会見の中で同常任理事は、中間報告の取りまとめで会長が87回、常勤役員を含めると136回の定例記者会見を実施し、検査体制、医療提供体制、ワクチン接種等について丁寧に分かりやすく説明を行うとともに、国に対して必要な措置を取るよう繰り返し求めることを説明。

その他、中間報告には、感染拡大当初に聞かれた、「日本は諸外国に比べて病床数が多いにもかかわらず、なぜ医療が逼迫しているのか」「なぜ抑えられていることが強調されているとして、その活用を求めた。

Cでは、医療的ケア児の問題に関して、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

の問題について、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

の問題について、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

や健診も一緒にを行うことが全ての自治体で認められるよう、働き掛けることを要望している。

Bでは、福祉サービスの利用計画を保護者が作成する「セルフプラン率」が高い状況の背景に、相談支援専門員数の少なさがあるとして、各都道府県には養成を、医師会は会員の実施を求めてい

日本医師会 定例記者会見 4月20・27日



松本常任理事は、今回の中間報告書の中でも示された師会内の新型コロナウイルス感染症対策、（11）参考】感染状況と緊急事態宣言・まん延防止等重点措置――からなってい

る。

会見の中で同常任理事は、中間報告の取りまとめで会長が87回、常勤役員を含めると136回の定例記者会見を実施し、検査体制、医療提供体制、ワクチン接種等について丁寧に分かりやすく説明を行うとともに、国に対して必要な措置を取るよう繰り返し求めることを説明。

その他、中間報告には、感染拡大当初に聞かれた、「日本は諸外国に比べて病床数が多いにもかかわらず、なぜ医療が逼迫しているのか」「なぜ抑えられていることが強調されているとして、その活用を求めた。

Cでは、医療的ケア児の問題について、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

の問題について、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

や健診も一緒にを行うことが全ての自治体で認められるよう、働き掛け

た。

小児在宅ケア検討委員会答申 「医療的ケア児の ライフステージに応じた 適切な医療・福祉サービスの 提供について」まとまる



A. 家族への支援」「B. 相談支援の課題と対応」「C. 「協議の場」への医師会の参画」「D. 新型コロナウイルス感染症に関するI.C.T.及びWebの活用」「E. 小児在宅における医療的ケアの実施」「F. 保育所、学校等における医療的ケアの実施」「G. 移行期」「H. チャイルド・デスマ・レビューからみえる問題、対応策の啓発」

松本常任理事は、小児在宅ケア検討委員会が、会長諮問「医療的ケア児の問題について、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

の問題について、保健・医療・福祉・教育・保育などの関係者が集まる協議の場について、都道府県では多くの都道府県医師会が参画しているもの

後藤茂之厚生労働大臣は4月28日、記者会見を行ひ、自宅・宿泊療養を行っている者であり、かかりつけ医師(保健所等から健康観察に係る医療機関または「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その委託を受けている保険医者に対しても、医師(保健医療機関または「診療・検査医療機関」として都道府県から指

定された)が公表されている保険医療機関の医師)が電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合の診療報酬上の臨時的な特例について、5月1日より全国一律に397点が算定できることを明らかにした。この算定は、これまで電話等初再診の見直しを行っており、その見直しを求めていた。

日本医師会は、都道府県医師会からの要望を基に、全国一律に算定できるよう改定することを決定した。これまでも、医師は、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱について(その70)[日医発第315号(保険)]等をご覧願いたい。

自宅・宿泊療養者に対する電話等を用いた診療に対する臨時的特例

5月1日から全国一律に適用

長島公之常任理事は、かかりつけの患者にオンライン診療を行うことを検討している医師に向けた『オンライン診療入門』導入の手引き』を作成したとして、その内容を紹介。併せて、日本医師会ホームページにオンライン診療に関するページを設け、本手引きの他、オンライン診療の適切な実施に関する指針やオンライン診療研修などの関連情報やリンク等の掲載

手引きでは、まず、オンライン診療を実施するに当たっては、オンライン診療の適切な実施に関する指針を一読するよう要望するとともに、オンライン診療を実施するには研修の受講が必要であることから、その研修の申し込み方法などを紹介

この他、診療以外の手引きでは、まず、オンライン診療の方法として「オンライン診療システム」「通話アプリ」を紹介している。

更に、オンライン診療に使用する機材に関しては、パソコンやスマートフォンやタブレットのやり取りができる機材を解説するばかりでなく、セキュリティやプライバシーの確認など、他のアドバイスも紹介している。

同常任理事は、今後、要望が多ければ、他のアプリを使う場合の資料も



アドバイスを勧めているが、使い慣れたアプリがない医師向けには、一例として「Google Duo」を使用した場合の準備や通話に至る流れなどを説明している。

2020・2021年度

病院委員会審議報告

「新型コロナウイルス感染症の流行下における医療提供体制と病院の役割」まとまる



橋本省常任理事は、2020・2021年度の病院委員会の審議報告が4月15日、松田晋哉委員長から中川俊男会長に手交されたことを報告し、その内容を紹介した。

今期の病院委員会の諮問は「新型コロナウイルス感染症の流行下における医療提供体制と病院の役割」であり、委員会では、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、医療提供体制について、検討が行われた他、審議の結果を基にした考察、政策提言等が構成されている。

(2)では、(1)入院医療②診療所の提供する医療——について、委員会が都道府県医師会に対し性別医療について、(6)精神科領域について――

19対応の状況は決して諸外国のそれに劣るものではない」ことを強調。

また、各都道府県で行う③急性期を担う病院の集約及び大規模化と十分な人員の配置、そしてそれを可能にする診療報酬制度の導入と在宅入院制度の改革など、決めておかなければならぬことなどもまとめられている。

提言のうち、①では、コロナ禍で顕在化したわが国的情報基盤の脆弱性に対応し、改善・強化していくために、医療情報システムのあり方の再検討は必須であるとするとともに、電子カルテの標準化が最重要事項の一つと指摘している。

④医学教育、看護教育の改革⑤複合化したニーズための新しい登録医制度の導入⑥病診連携の強化ための新しい登録医制度の導入⑦日本医師会の強いりだーシップと広報活動提言のうち、①では、コロナ禍で顕在化したわが国的情報基盤の脆弱性に対応し、改善・強化していくために、医療情報システムのあり方の再検討は必須であるとするとともに、電子カルテの標準化が最重要事項の一つと指摘している。

橋本省常任理事は、2020・2021年度の病院委員会の審議報告が4月15日、松田晋哉委員長から中川俊男会長に手交されたことを報告し、その内容を紹介した。

今期の病院委員会の諮問は「新型コロナウイルス感染症の流行下における医療提供体制と病院の役割」であり、委員会では、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、医療提供体制について、検討が行われた他、審議の結果を基にした考察、政策提言等が構成されている。

(2)では、(1)入院医療②診療所の提供する医療——について、委員会が都道府県医師会に対し性別医療について、(6)精神科領域について――

19対応の状況は決して諸外国のそれに劣るものではない」ことを強調。

また、各都道府県で行う③急性期を担う病院の集約及び大規模化と十分な人員の配置、そしてそれを可能にする診療報酬制度の導入と在宅入院制度の改革など、決めておかなければならぬことなどもまとめられている。

提言のうち、①では、コロナ禍で顕在化したわが国的情報基盤の脆弱性に対応し、改善・強化していくために、医療情報

システムのあり方の再検討は必須であるとするとともに、電子カルテの標準化が最重要事項の一つと指摘している。

④医学教育、看護教育の改革⑤複合化したニーズための新しい登録医制度の導入⑥病診連携の強化ための新しい登録医制度の導入⑦日本医師会の強いりだーシップと広報活動提言のうち、①では、コロナ禍で顕在化したわが国的情報基盤の脆弱性に対応し、改善・強化していくために、医療情報

システムのあり方の再検討は必須であるとするとともに、電子カルテの標準化が最重要事項の一つと指摘している。

④医学教育、看護教育の改革⑤複合化したニーズための新しい登録医制度の導入⑥病診連携の強化ための新しい登録医制度の導入⑦日本医師会の強いりだーシップと広報活動提言のうち、①では、コロナ禍で顕在化したわが国的情報基盤の脆弱性に対応し、改善・強化していくために、

2022年世界医師会パリ理事会

ロシアの侵略に直面するウクライナの医療従事者と 国民の支援に関する決議を採択



るウクライナの医療従事者と国民の支援に関するWMA理事会決議」が採択された。

理事会における主な審議結果は次のとおりである。

理事会での審議結果

(1) 緊急決議

事務総長から、日本医師会からの即時の1億円及び更なる1億円の寄附など、各医師会からの支援に対し感謝の意が示された他、寄附金を原資とした「ウクライナ医療支援基金」の設立及び「タスクフォース・ウクライナ」(WMA、欧州医師会フーラム、欧州医師常設委員会及びボーランド、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、フランスの各医師会で構成され、「ウクライナ医療支援基金」の運用を担う。日本医師会はクロイバー事務総長の要請により、アジアで唯一参加している活動に多くの支援が得られ、医薬品・医療物資がウクライナの医師に届けられたことが報告された。

2022年世界医師会(以下、WMA)パリ理事會が4月7~9日を会期として、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地参加とオンライン参加によるハイブリッド会議として開催された。2019年10月のWMAトビリシ総会以降、2年ぶりの対面形式を含むWMA会合の開催となった。日本医師会からは、WMA理事である中川俊男会長、WMA理事会副議長である松原謙二副会長がオンラインで、橋本省常任理事が現地でそれぞれ出席した。

全体では、40加盟各国医師会から、現地で150名、オンラインで70名の約220名が参加した。理事会では、ウクライナへの医療支援について、オトマー・クロイバ

「ロシアの侵略に直面するウクライナの医療従事者と国民の支援に関するWMA理事会決議」が採択された。

決議では、「WMAの構成会員は、ウクライナ医師会と連帯し、ロシアのウクライナ侵攻を非難し、戦争行為の終結を求める」とした上で、紛争の当事者が関連する人道法を尊重し、医療施設を軍事施設として使用したり、医療機関、労働者及び車両を標的にしたり、負傷者や患者の医療へのアクセスを制限したりすること、紛争から逃れてくる人々を受け入れる全ての国に対し、全ての避難民に安全で適切な生活条件と、必要に応じて適切な医療を含む不可欠なサービスへのアクセスを確保することなどを要請している。

オサボン・エナブレ前委員長のWMA次期会長選出(ロンドン総会、2021年10月)に伴う委員長選挙が行われ、日本医師会が支援したフランス医師会ジャン・フランソワ・ロー理事が選出された。

2020年~2025年のWMA戦略計画が、COVID-19パンデミ

に付託されることになった。意が得られた修正案が承認され、採択のため総会は、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の推進と緊急災害時

の対応に関するアドボケートとしての「ヘルシンキ宣言」一人間を対象とした医療研究の倫理原則(DOH)については、今後作業部会を設置し、改訂に向けた議論をしていくことになった。

また、ウクライナへの医療支援について、欧州医師会フーラム、欧州常設委員会と協力して活動を行っていることが報告された。

Cの推進と緊急災害時

医の倫理の国際的な指針としての「ヘルシンキ宣言」一人間を対象とした医療研究の倫理原則(DOHC)については、今後作業部会を設置し、改訂に向けた議論をしていくことになった。

また、ウクライナへの医療支援について、欧州医師会フーラム、欧州常設委員会と協力して活動を行っていることが報

告された。

今後の会議日程: 20

橋本常任理事は、ウク

ライナへの医療支援につ

いて、クロイバー事務總

長と情報共有のための面

談を行った。

また、ドイツ医師会の要請により、WMA医の

国際倫理綱領改訂作業等

について、同医師会のラ

ミン・バルサバルシ理事

と打ち合わせを行った。

（5）その他

ツクとウクライナにおけるロシアの軍事侵攻の影

響により見直された。

主な見直し点としては、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

」の推進と緊急災害時

医の倫理の国際的な指

針としての「ヘルシンキ

宣言」一人間を対象とした

医療研究の倫理原則(D

OHC)については、今

後作業部会を設置し、改

訂に向けた議論をしてい

くことになった。

また、ウクライナへの

医療支援について、欧州

医師会フーラム、欧州

常設委員会と協力して活

動を行っていることが報

告された。

今後の会議日程: 20

橋本常任理事は、ウク

ライナへの医療支援につ

いて、クロイバー事務總

長と情報共有のための面

談を行った。

また、ドイツ医師会の要請により、WMA医の

国際倫理綱領改訂作業等

について、同医師会のラ

ミン・バルサバルシ理事

と打ち合わせを行った。

（5）その他

ツクとウクライナにおけるロシアの軍事侵攻の影

響により見直された。

主な見直し点としては、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

」の推進と緊急災害時

医の倫理の国際的な指

針としての「ヘルシンキ

宣言」一人間を対象とした

医療研究の倫理原則(D

OHC)については、今

後作業部会を設置し、改

訂に向けた議論をしてい

くことになった。

また、ウクライナへの

医療支援について、欧州

医師会フーラム、欧州

常設委員会と協力して活

動を行っていることが報

告された。

今後の会議日程: 20

橋本常任理事は、ウク

ライナへの医療支援につ

いて、クロイバー事務總

長と情報共有のための面

談を行った。

また、ドイツ医師会の要請により、WMA医の

国際倫理綱領改訂作業等

について、同医師会のラ

ミン・バルサバルシ理事

と打ち合わせを行った。

（5）その他

ツクとウクライナにおけるロシアの軍事侵攻の影

響により見直された。

主な見直し点としては、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

」の推進と緊急災害時

医の倫理の国際的な指

針としての「ヘルシンキ

宣言」一人間を対象とした

医療研究の倫理原則(D

OHC)については、今

後作業部会を設置し、改

訂に向けた議論をしてい

くことになった。

また、ウクライナへの

医療支援について、欧州

医師会フーラム、欧州

常設委員会と協力して活

動を行っていることが報

告された。

今後の会議日程: 20

橋本常任理事は、ウク

ライナへの医療支援につ

いて、クロイバー事務總

長と情報共有のための面

談を行った。

また、ドイツ医師会の要請により、WMA医の

国際倫理綱領改訂作業等

について、同医師会のラ

ミン・バルサバルシ理事

と打ち合わせを行った。

（5）その他

ツクとウクライナにおけるロシアの軍事侵攻の影

響により見直された。

主な見直し点としては、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

」の推進と緊急災害時

医の倫理の国際的な指

針としての「ヘルシンキ

宣言」一人間を対象とした

医療研究の倫理原則(D

OHC)については、今

後作業部会を設置し、改

訂に向けた議論をしてい

くことになった。

また、ウクライナへの

医療支援について、欧州

医師会フーラム、欧州

常設委員会と協力して活

動を行っていることが報

告された。

今後の会議日程: 20

橋本常任理事は、ウク

ライナへの医療支援につ

いて、クロイバー事務總

長と情報共有のための面

談を行った。

また、ドイツ医師会の要請により、WMA医の

国際倫理綱領改訂作業等

について、同医師会のラ

ミン・バルサバルシ理事

と打ち合わせを行った。

（5）その他

ツクとウクライナにおけるロシアの軍事侵攻の影

響により見直された。

主な見直し点としては、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

」の推進と緊急災害時

医の倫理の国際的な指

針としての「ヘルシンキ

宣言」一人間を対象とした

医療研究の倫理原則(D

OHC)については、今

後作業部会を設置し、改

訂に向けた議論

日本医師会役員及び裁定委員の選任・選定並びに 代議員会議長及び副議長の選定に関する公示

公益社団法人日本医師会 選挙管理委員会
(令和4年5月20日)

日本医師会定款第19条及び第20条第2項の規定に基づき、来る6月25日（土曜）午前9時30分から東京都文京区本駒込2丁目28番16号日本医師会館において、第151回日本医師会定例代議員会を開催いたしますが、その際、定款第21条第2項、第33条、第34条及び第54条の規定により、本会会長、副会長、常任理事、理事、監事及び裁定委員の選任・選定並びに代議員会議長及び副議長の選定を行います（本会会長、副会長、常任理事、理事、監事及び裁定委員の任期は、定款第32条第1項及び第55条第1項並びに同施行細則第38条の規定により、令和4年6月25日から令和5年度に関する定例代議員会終結の時までとなります。また、代議員会議長及び副議長の任期は、定款第15条第1項及び定款第21条第3項の規定により、令和4年6月25日から令和5年度に関する定例代議員会開催日の前日までとなります）。

つきましては、日本医師会会員の中で上記役員等に立候補しようとする者〔代議員会議長及び副議長の立候補については、令和4年6月25日を就任始期とする日本医師会代議員選出者（選出予定者を含む。ただし、選出予定者については、選出されなかった場合、立候補の効力を失うこととなります。）〕は、定款施行細則第18条、第20条、第22条、第47条及び第48条の規定に基づき、別紙様式により選定期日の3週間前までに、即ち公示日から6月4日（土曜）午後5時までの間に、本委員会宛に届け出るようお願い申し上げます。

記

- 立候補しようとする者は、立候補者の氏名、立候補しようとする役職、医籍登録番号、立候補者の住所、所属都道府県医師会名及び推薦人（10名以上15名以内）を記載した立候補届出書（様式1）並びに候補者経歴表（様式2）を提出して下さい。
- 定款施行細則第24条の規定に基づき、候補者は、氏名、経歴、所信、写真を本会ホームページに掲載するよう申し出ることができます。掲載を希望する候補者は、指定用紙（A4判1枚）をもって、定款施行細則第18条の規定にある期間内に本委員会宛に申請して下さい。申請された掲載文及び写真は、そのままPDFファイル化し、本会ホームページに掲載いたします。なお、定款施行細則第25条の規定により、掲載文のなかで他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載することは厳に禁じられています。また、本申し出がない場合でも、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を本会ホームページに掲載する場合がございますので、ご了承下さい。

なお、今回選任・選定する役員及び裁定委員並びに代議員会議長及び副議長の定数は、次のとおりです。

会長	定数	1名
副会長	〃	3名
常任理事	〃	10名
理事	〃	15名
監事	〃	3名
裁定委員	〃	11名
代議員会議長	〃	1名
代議員会副議長	〃	1名

上記のうち裁定委員は、定款第56条の規定により、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることはできません。

（参考）

公益社団法人日本医師会定款（抜粋）

第4章 代議員及び予備代議員

（代議員の任期）

- 第15条 代議員の任期は、選出後最初の定例代議員会開催日より、2年後の定例代議員会開催日の前日までとする。
 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）
 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

第5章 代議員会

（代議員会の議長及び副議長の選定）

- 第21条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。
 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

第6章 役員等

（役員等の任期）

- 第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。
 2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。ただし、その定例代議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員等の選任）

- 第33条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。
 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長、常任理事及び理事）毎に分けて行う。
 3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。
 4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。
 5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。
 6 会計監査人は、代議員会の決議によって選任する。（会長、副会長及び常任理事の選定等）

- 第34条 会長、副会長及び常任理事は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定及び解職する。
 2 前項の規定に基づく会長、副会長及び常任理事の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

第9章 裁定委員会

（裁定委員の選任）

- 第54条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会

において選任する。

（裁定委員の任期）

第55条 裁定委員の任期は、第32条第1項（役員等の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

（裁定委員の兼職禁止）

第56条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

日本医師会定款施行細則（抜粋）

第3章 役員の選任

（役員選任の細則）

第15条 定款第33条第1項及び第35条の規定に基づく役員の選任は、本章の定めるところによる。

（選任に関する必要事項の通知）

第16条 選挙管理委員会は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項について、その要旨を都道府県医師会長に通知しなければならない。

（選任期日の公示）

第17条 選挙管理委員会は、役員の選任の期日を、その30日前までに、公示（本会のホームページへ掲載）しなければならない。

（立候補届出）

第18条 役員の候補者となる者は、会員10名以上15名以内の推薦を受けて、その選任の期日の3週間前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前10時から午後5時までの間にしなければならない。

（経歴表の添付）

第20条 第18条の規定による立候補届出には、経歴表を添付しなければならない。

（立候補届出書等の様式）

第22条 立候補届出書、経歴表及び候補辞退届出書の様式は、別紙で定める。

（ホームページへの掲載）

第24条 候補者は、選挙管理委員会に対し、役員の選任において、候補者の氏名、経歴、所信、写真を、本会ホームページに掲載するよう申し出ることができる。

2 前項の場合、候補者は、選挙管理委員会が指定した用紙を用いた掲載文及び写真を添えて、選挙管理委員会の指定する期日までに、文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の申請があったときは、掲載文及び写真を、本会ホームページに掲載する。

4 第1項の申し出がない場合であっても、選挙管理委員会は、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を、本会ホームページに掲載することができる。

5 掲載の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

（品位保持）

第25条 候補者は、前条第2項の掲載文には、他人の名前を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載してはならない。

（役員の任期の起算）

第38条 役員の任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

第5章 議長及び副議長の選定

（代議員会の議長及び副議長の選定）

第47条 定款第21条第2項の規定に基づく代議員会の議長及び副議長の選定については、役員の選任に関する規定を準用する。

第6章 裁定委員の選任

（裁定委員の選任）

第48条 定款第54条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員の選任に関する規定を準用する。

これまで勤務医は労働法に関するあまり知識等がなく、地域の救急医療を中心とした場において多くの時間を費やしてきた。その中でも若手医師は技術習得、キャリア形成の手段の一つとして長時間勤務を受け入れてきた事実がある。

しかしながら、それにより医師の健康が損なわれ、医療安全においても問題であることが表面化した。それらを改善すべき政策として、医師の働き方改革は非常に重要なことである。

宿・当直や休日の日直を、主に大学病院からの若手医師の派遣で補っており現状がある。医局からの指示で行くこともあるが、個人的に請け負つていていることもある。時間外労働の上限規制の施行により、大学病院の勤務医の派遣切りが起こり、地域医療、とりわけ救急医療の維持が困難を極めることが容易に想像でき

医師の働き方改革における 医師会の役割



富山県厚生連常務理事／富山県厚生連滑川病院整形外科部長／
公益社団法人富山県医師会常任理事／
一般社団法人滑川市医師会副会長 **南里泰弘**

しかし

上限規制により、地域医療、とりわけ救急医療の宿・当直、休日の日直業務を担っている大学病院の勤務医、また産婦人科医、小児科医の平日の勤務体制が満ることが危惧される。

ル体制で待機させられ
て、いざ出産となり呼び
出された場合、救急対応
で緊急手術等により呼び
出された場合の時間外勤
務の取り扱い、オンライン
ル待機の時間の取り扱い
を整理する必要がある。

病院管理者は、その施
設内での時間外勤務時間
は把握していくも、出張
先での勤務状況、時間の
合間にさかんで勤務都

みだけでは十分ではない
ことが予想される。そこ
には勤務医と共に歩む姿
勢を示す日本医師会、各
都道府県医師会の介入な
くしてはなかなか解決で
きない問題が含まれてい
る。

1. 地域医療における勤務医の役割と働き方

救急医療を中心とした
地域医療を支えているの

は若手医師である。
宿・当直や休日の日直

を、主に大学病院からの若手医師の派遣で補つてある現状である。三間

いる現状がある 医局から
らの指示で行くこともあ
れば、個人的に請け負つ

ていることもある。時間
外労働の上限規制の施行

により、大学病院の勤務医の派遣切りが起こり、

地域医療 どれに救急
医療の維持が困難を極め
ることが容易に想像でき

る

医師が少ない小児科医や産婦人科医にとって、各病院にとっても、救急センターにあっても、頭では理解していくも甚だ困難を極める。特に産婦人科医の場合、オンコール体制で待機させられて、いざ出産となり呼び出された場合、救急対応で緊急救護等により呼び出された場合の時間外勤務の取り扱い、オンライン待機の時間の取り扱いを整理する必要がある。

病院管理者は、その施設内での時間外勤務時間は把握していても、出張先での勤務状況、時間の

日本医師会は、医師の労働時間短縮の取り組みを評価する組織としての「医療機関勤務環境評価センター」を2022年度から受け入れる体制づくりを行っており、非常に好ましいことである。

一方で、地域医療を一番良く理解している各都道府県医師会が行政と共に与することで、地域医療の均てん化が享受できるものと理解する。やみくもに、単に時間の切り捨てを行うことでなく、地域による個々の症例に基づいて、医師会と行政がタツ

勤務医自身が医師の健康管理について理解していない現状を踏まえて、日本医師会は今こそ、各都道府県医師会は勤務医のために立ち上がりべきであり、病院管理者、部科長以上の医師のみならず、全ての勤務医に対してもこの内容を理解させるように周知すべきである。地域医療を守るために何をやるべきか、何をやるべきでないか、何を十分に守ってこそ医師としてあるべき姿である。

医療機関においては、勤務医のための「勤務時間短縮計画」が予想される場合、「医療機関勤務環境評価センター」から勤務時間短縮の取り組みの評価を受け、医師会たる組織が行動すべき取り組みではないだろうか。

医療機関においては、勤務時間短縮計画の作成において医療機関の対処することは大変であり、個々の医師だけでは到底無理だと思われる。そこで活用すべきなのが、各都道府県に設置されている「医療勤務環境

「医師の働き方改革」に向けて、大学病院もうやく整理が始まつた。こうであるが、大学病院の「医師の働き方改革」が難しい問題を抱えて、「勤務医のひろば」で、県によっては医師会内事務所を置いて、社会保険労務士（社労士）による勤務改善を始め、医師支援、経営相談等に乗ることができる。都道府県医師会館内社労士を駐在させてい例外は現在少なく、十分活用されていないのが現状ではなかろうか。富県においても、2023年3月までは県庁内設置であり、各医療機個々の勤務医からの相談はほとんどなかつたの現実である。

札幌医科大学救急医学講座講師／医療経営士 上村修二
ることは容易に想像できるだろう。
そもそも、大学病院は医師として十分な給与体系の雇用になっていない場合も多い。また、臨床のみでなく教育と研究を多くを求められているのが、相応な常勤枠がないこともあるため、非常勤の若手医師を集めても人手を確保し、給与の足りない部分は診療支援として外勤で稼ぐことになる。
教育と研究も本来業務のはずが、実際には就業時間内で終わらず、臨時に終了後の勤務時間外に自己研鑽として実施されていることが多い。本来業務を勤務とすることが本年度から富山県医師会内に社労士を週2回駐在させ、平日9時から17時まで常時電話対応することで医師の働き方、特に時間外規制の相談等、気楽に相談できる体制づくりを始めた。もちろん「勤務センター」は医師だけではなく、看護師等医療に携わるもの全ての相談を受け入れるものであり、病・医院勤務者にとってワンストップダイヤルとして解決すべき相談窓口となり得る。
社労士による相談窓口は医師の時間外労働の上限規制の問題だけではなく、経営コンサルタントとしての相談や、カスタマーマーケティング等に対しても相談でき、勤務環境

厚生労働省では、日本医師会などの要望を受けて、医療機関の宿日直許可申請について、制度の仕組みや手続き等に関する相談窓口を設置しています。

ぜひ、ご活用下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html



お知らせ

厚生労働省では、日本医師会などの要望を受けて、医療機関の宿日直許可申請について、制度の仕組みや手続き等に関する相談窓口を設置しています。

を設置しています。
ぜひ、ご活用下さい。

[https://www.
mhlw.go.jp/stf/
newpage_24880](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880)

